製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成27年12月10日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成27年12月24日　　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	ダビドフ　キュヴェ　セレクション　2012	152㎜　１本	ドミニカ共和国	3,000円
パイプたばこ	ナチュラル　アメリカン　スピリット　オーガニックブレンド　ターコイズ	40.0ｇ　パウチ	アメリカ合衆国	1,160円
パイプたばこ	マクレーランド　レッド＆ブラック	50.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	3,000円
パイプたばこ	マクレーランド　カルメ	50.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	2,800円
パイプたばこ	マクレーランド　ベンチャーフォース	50.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	3,000円
パイプたばこ	マクレーランド　トラベラー	50.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	3,000円
パイプたばこ	マクレーランド　パナッシェ	50.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	2,800円
パイプたばこ	マクレーランド　メイプルシュープリーム	50.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	2,800円
パイプたばこ	ファウエン　エスプレッソ	50.0ｇ　缶	ドイツ	2,400円
パイプたばこ	ファウエン　レッドワイン	50.0ｇ　缶	ドイツ	2,400円
パイプたばこ	ファウエン　アウエンラント	50.0ｇ　缶	ドイツ	2,400円
葉巻たばこ	ベガフィナ・Ｆ２　マスター　2014	140㎜　１本	ドミニカ共和国	1,300円
葉巻たばこ	ベガフィナ・ニカラグア　コロナ	146㎜　１本	ニカラグア	900円
葉巻たばこ	ベガフィナ・ニカラグア　898　リミテッド・エディション　2015	170㎜　１本	ニカラグア	1,300円
葉巻たばこ	ロブスト　フレスコ	102㎜　１本	ニカラグア	1,300円
パイプたばこ	Ｄ＆Ｒ　イングリッシュ・フープラー	50.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	3,200円
パイプたばこ	Ｄ＆Ｒ　ウインドセイル・プラチナム	40.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	2,100円
パイプたばこ	Ｄ＆Ｒ　ウィリアムス・ディライト	50.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	3,200円
パイプたばこ	Ｄ＆Ｒ　アセイ	40.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	2,100円
パイプたばこ	Ｄ＆Ｒ　ランバック	40.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	2,200円
パイプたばこ	Ｄ＆Ｒ　ロンドン・ドック	50.0ｇ　缶	アメリカ合衆国	2,750円
葉巻たばこ	ドンエステバン　ロング　コロナ	137㎜　５本	アイルランド	1,800円

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月24日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成27年12月４日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　宮本　利博　一級建築士　第235699号

３　処分の内容　平成28年４月１日から業務停止３月

４　処分の原因となった事実　富山県内の建築物（１物件（建築確認：平成22年７月））について、インベンションハウス一級建築士事務所（富山県知事登録第⑶1222号（建築士事務所の登録番号は設計当時））の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第４号イの規定に適合することが確認できない不適切な設計（本件建築物の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第１項の規定に基づく「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年５月31日建設省告示第1460号）（以下「告示第1460号」という。）第２号表３の規定に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、これに適合することが確認できない不適切な設計）を行った。

また、上記建築物について、一級建築士たる工事施工者として、建築基準法第20条第４号イの規定に違反する建築物の工事（本件建築物の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、告示第1460号第２号表３の規定に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、これに適合しない建築物の工事）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月24日

国土交通大臣　石井　啓一

１　処分をした年月日　平成27年12月４日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　三村　芳弘　一級建築士　第344999号

３　処分の内容　平成28年４月１日から業務停止１月

４　処分の原因となった事実　愛知県内の建築物（１物件（建築確認：平成25年４月））について、タマホーム株式会社名古屋支店一級建築士事務所（愛知県知事登録（い－23）第12423号（建築士事務所の名称は工事監理当時））の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認すること）を十分行わず、その結果工事が設計図書のとおりに行われなかった（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の２第１項の規定に基づく「知多都市計画美浜緑苑地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成８年９月30日条例第13号）」第７条の規定により、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は１メートル以上としなければならないが、配置図ではそれを満たす設計となっているものの、１メートルを満たさない施工がされた。）事態を生じさせた。